

## 【表紙】

|                                          |                      |
|------------------------------------------|----------------------|
| 【提出書類】                                   | 訂正有価証券届出書            |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿              |
| 【提出日】                                    | 2021年10月21日提出        |
| 【発行者名】                                   | 野村アセットマネジメント株式会社     |
| 【代表者の役職氏名】                               | C E O兼代表取締役社長 小池 広靖  |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  |
| 【事務連絡者氏名】                                | 松井 秀仁                |
| 【電話番号】                                   | 03-6387-5000         |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | 2兆円を上限とします。          |
| 【縦覧に供する場所】                               | 該当事項はありません。          |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2021年4月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

## (1) ファンドの目的及び基本的性格

## &lt; 更新後 &gt;

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

NOMURA - BPI総合（NOMURA - ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとします。

ファンドは、「日本アクティブ債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

## ■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、2兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

## &lt; 商品分類 &gt;

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け））

## 《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単 位 型   | 国 内    | 株 式               |
|         | 海 外    | 債 券               |
| 追 加 型   | 内 外    | 不動産投信             |
|         |        | その他資産<br>( )      |
|         |        | 資産複合              |

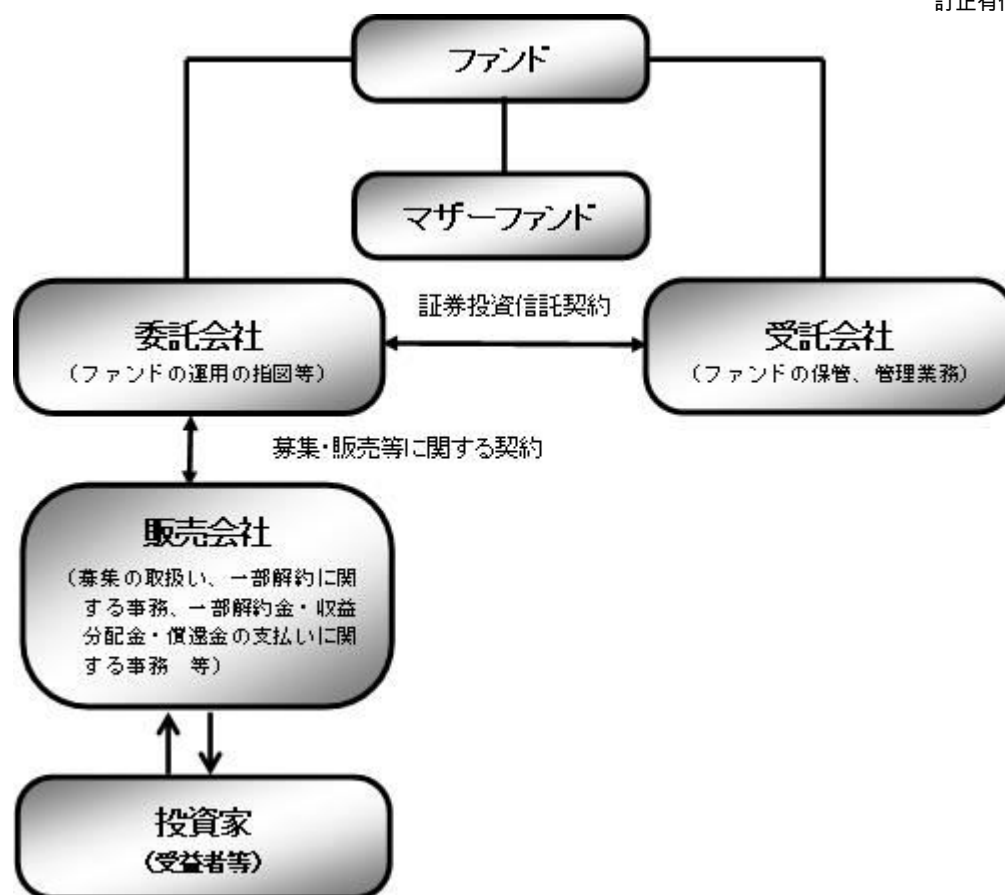
## 《属性区分表》

| 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域      | 投資形態         |
|------------------------------|------|-------------|--------------|
| 株式                           | 年1回  | グローバル       | ファミリーファンド    |
| 一般                           |      |             |              |
| 大型株                          | 年2回  |             |              |
| 中小型株                         |      | 日本          |              |
|                              | 年4回  |             |              |
| 債券                           |      | 北米          |              |
| 一般                           | 年6回  |             |              |
| 公債                           | (隔月) | 欧州          |              |
| 社債                           |      |             |              |
| その他債券                        | 年12回 | アジア         |              |
| クレジット属性<br>( )               | (毎月) | オセアニア       |              |
|                              | 日々   |             | ファンド・オブ・ファンズ |
| 不動産投信                        |      | 中南米         |              |
|                              | その他  |             |              |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 一般)) | ( )  | アフリカ        |              |
|                              |      | 中近東<br>(中東) |              |
|                              |      | エマージング      |              |
| 資産複合<br>( )                  |      |             |              |
| 資産配分固定型                      |      |             |              |
| 資産配分変更型                      |      |             |              |

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券)）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

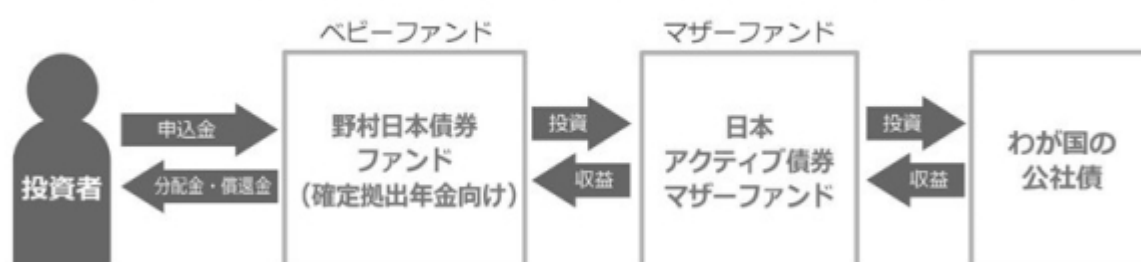
## ( 3 ) ファンドの仕組み

< 更新後 >



|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ファンド               | 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け） |
| マザーファンド<br>（親投資信託） | 日本アクティブ債券マザーファンド     |
| 委託会社（委託者）          | 野村アセットマネジメント株式会社     |
| 受託会社（受託者）          | 野村信託銀行株式会社           |

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



< 更新後 >

■ 委託会社の概況（2021年9月末現在） ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

| 名称             | 住所              | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

## 2 投資方針

### （１）投資方針

#### < 更新後 >

[ 1 ] NOMURA-BPI 総合（NOMURA - ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとします。

NOMURA-BPI 総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI 総合の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

ベンチマークはわが国の債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

[ 2 ] 公社債への投資にあたっては、主として以下の点に配慮します。

ポートフォリオのデュレーションをNOMURA-BPI 総合のデュレーション程度に原則として維持することにより、わが国の債券市場の動きを捉えることを目指します。

イールドカーブの形状分析、債券種別<sup>1</sup>間（セクター等）のスプレッド分析や個別発行体の信用リスク分析<sup>2</sup>等に基づき、割安と判断される銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指します。

1 公社債の種類（国債・政府保証債・地方債・事業債・金融債・円建外債等）の区分を指します。

2 「信用リスク分析」にはESGの視点での評価・分析も含まれます。

[ 3 ] 投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI 総合の構成銘柄および投資適格格付公社債 とします。

投資適格格付（BBB格相当以上）を有している公社債とし、格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含まれます。

[ 4 ] 公社債への投資割合は原則として高位を維持しますが、市況動向等によっては、上記の運用方針を維持したうえで、短期金融商品等への投資割合を高める場合があります。なお、運用の効率化を図るために、債券先物取引を活用することがあります。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## （２）投資対象

### <更新後>

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「日本アクティブ債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

### 投資の対象とする資産の種類（約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限」、及び「」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

### 有価証券の指図範囲（約款第18条第1項）

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本アクティブ債券マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

## 8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。なお、公社債投資信託の受益証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託の受益証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、第10号の証券を「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第18条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 金利先渡取引

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(参考)マザーファンドの概要

「日本アクティブ債券マザーファンド」

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオのデュレーションをNOMURA-BPI総合のデュレーション程度に原則として維持することにより、わが国の債券市場の動きを捉えることを目指します。また、イールドカーブの形状分析、債券種別間（セクター等）のスプレッド分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、割安と判断される銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指します。なお、運用の効率化を図るために、債券先物取引を活用することがあります。

投資する公社債は、主としてNOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（投資適格格付（BBB格相当以上）を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）とします。

公社債への投資割合は原則として高位を維持しますが、市況動向等によっては、上記の運用方針を維持したうえで、短期金融商品等への投資割合を高める場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### （５）投資制限

## &lt; 訂正前 &gt;

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

（ ）委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ ）委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が

限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 投資する株式の範囲（約款第20条）

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 金利先渡取引の指図・目的・範囲（約款第25条）

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあ

りません。

- ( )金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( )金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ（約款第27条）

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## 資金の借入れ（約款第35条）

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

## （参考）マザーファンドの概要

### 「日本アクティブ債券マザーファンド」

## 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオのデュレーションをNOMURA-BPI総合のデュレーション程度に原則として維持することにより、わが国の債券市場の動きを捉えることを目指します。また、イールド

カーブの形状分析、債券種別間（セクター等）のスプレッド分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、割安と判断される銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指します。なお、運用の効率化を図るために、債券先物取引を活用することがあります。

投資する公社債は、主としてNOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（投資適格格付（BBB格相当以上）を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）とします。

公社債への投資割合は原則として高位を維持しますが、市況動向等によっては、上記の運用方針を維持したうえで、短期金融商品等への投資割合を高める場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

—  
—

### < 訂正後 >

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

（ ）委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるも

のをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

した額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ( ) 上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 投資する株式の範囲（約款第20条）

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 金利先渡取引の指図・目的・範囲（約款第25条）

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( ) 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

（ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

（ ）上記（ ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ（約款第27条）

（ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

（ ）上記（ ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ ）上記（ ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第35条）

（ ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

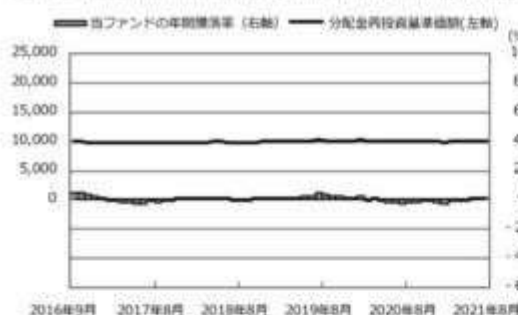
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

### 3 投資リスク

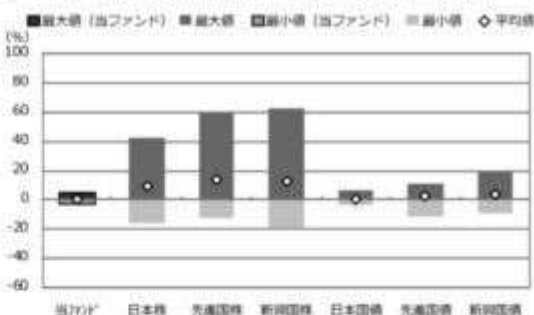
< 更新後 >

## ■ リスクの定量的比較（2016年9月末～2021年8月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債   | 新興国債  |
|---------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 最大値 (%) | 5.3   | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 6.2   | 11.4   | 19.3  |
| 最小値 (%) | △ 3.4 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 4.0 | △ 11.4 | △ 9.4 |
| 平均値 (%) | 0.3   | 8.9    | 13.7   | 12.8   | 0.4   | 2.5    | 3.7   |

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年9月末を10,000として指数化しております。  
※ 年間騰落率は、2016年9月から2021年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
※ 2016年9月から2021年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
※ 決算日に対応した数値とは異なります。  
※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有されています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンプライアンス、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイス等を法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPMC）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを予測するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMC やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする商品の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての販路、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

## 4 手数料等及び税金

### （3）信託報酬等

## &lt; 更新後 &gt;

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.605%（税抜年0.55%）以内(2021年10月21日現在 年0.605%（税抜年0.55%）)の率を乗じて得た額とし、その配分については信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

| ファンドの<br>純資産総額 | 500億円以下<br>の部分 | 500億円超<br>1000億円以下<br>の部分 | 1000億円超<br>の部分 |
|----------------|----------------|---------------------------|----------------|
| 委託会社           | 年0.25%         | 年0.26%                    | 年0.27%         |
| 販売会社           | 年0.25%         | 年0.25%                    | 年0.25%         |
| 受託会社           | 年0.05%         | 年0.04%                    | 年0.03%         |

\* 上記配分は、2021年10月21日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

## 支払先の役務の内容

| < 委託会社 >                                   | < 販売会社 >                               | < 受託会社 >                    |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

## ( 5 ) 課税上の取扱い

## &lt; 更新後 &gt;

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者（法人）の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

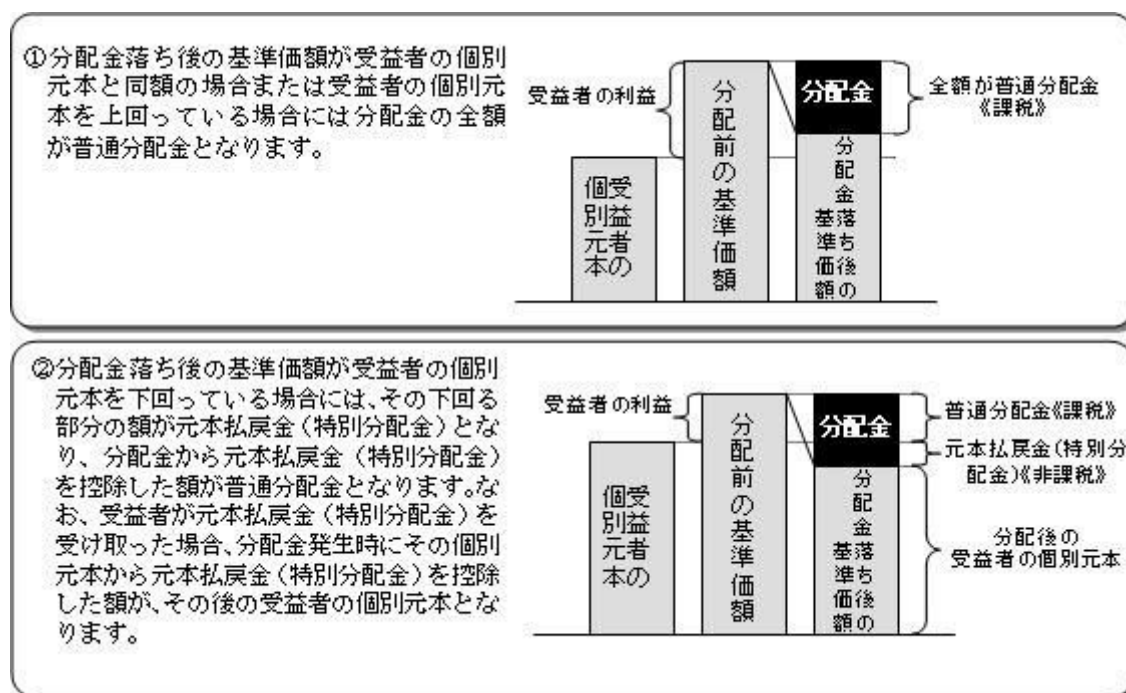
## ■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年8月末現在）が変更になる場合があります。

## 5 運用状況

以下は2021年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）投資状況

野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

| 資産の種類              | 国／地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|--------------------|------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券          | 日本   | 16,610,952,113 | 100.11  |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —    | 18,324,167     | 0.11    |
| 合計（純資産総額）          |      | 16,592,627,946 | 100.00  |

（参考）日本アクティブ債券マザーファンド

| 資産の種類              | 国／地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|--------------------|------|----------------|---------|
| 国債証券               | 日本   | 8,803,044,300  | 52.99   |
| 特殊債券               | 日本   | 101,331,000    | 0.61    |
| 社債券                | 日本   | 7,265,032,325  | 43.73   |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —    | 441,813,748    | 2.65    |
| 合計（純資産総額）          |      | 16,611,221,373 | 100.00  |

## （２）投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

| 順位 | 国／地域 | 種類            | 銘柄名              | 数量             | 簿価<br>単価<br>（円） | 簿価<br>金額<br>（円） | 評価<br>単価<br>（円） | 評価<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|------|---------------|------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 親投資信託<br>受益証券 | 日本アクティブ債券マザーファンド | 10,618,776,522 | 1.5493          | 16,452,245,492  | 1.5643          | 16,610,952,113  | 100.11          |

#### 種類別及び業種別投資比率

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.11  |
| 合 計       | 100.11  |

#### （参考）日本アクティブ債券マザーファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類   | 銘柄名                       | 数量            | 簿価<br>単価<br>（円） | 簿価<br>金額<br>（円） | 評価<br>単価<br>（円） | 評価<br>金額<br>（円） | 利率<br>（％） | 償還期限       | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|------|------|---------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（２０年）第１<br>７５回 | 1,520,000,000 | 100.99          | 1,535,177,600   | 102.06          | 1,551,403,200   | 0.5       | 2040/12/20 | 9.33            |
| 2  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（２０年）第１<br>４０回 | 700,000,000   | 117.86          | 825,080,000     | 117.94          | 825,587,000     | 1.7       | 2032/9/20  | 4.97            |
| 3  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（４０年）第５<br>回   | 580,000,000   | 136.28          | 790,426,700     | 137.02          | 794,756,600     | 2         | 2052/3/20  | 4.78            |
| 4  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（１０年）第３<br>４８回 | 700,000,000   | 101.18          | 708,271,400     | 101.34          | 709,387,000     | 0.1       | 2027/9/20  | 4.27            |
| 5  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（２０年）第１<br>４１回 | 530,000,000   | 118.25          | 626,773,100     | 118.21          | 626,513,000     | 1.7       | 2032/12/20 | 3.77            |
| 6  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（２０年）第１<br>３８回 | 390,000,000   | 115.09          | 448,851,000     | 115.51          | 450,500,700     | 1.5       | 2032/6/20  | 2.71            |
| 7  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（２０年）第１<br>４８回 | 370,000,000   | 116.59          | 431,393,500     | 116.98          | 432,848,200     | 1.5       | 2034/3/20  | 2.60            |
| 8  | 日本   | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>（３０年）第３<br>５回  | 320,000,000   | 129.96          | 415,902,800     | 130.54          | 417,756,800     | 2         | 2041/9/20  | 2.51            |

|    |    |      |                                                  |             |        |             |        |             |      |            |      |
|----|----|------|--------------------------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|------|------------|------|
| 9  | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 2 0 年 ) 第 1<br>7 4 回                | 410,000,000 | 100.24 | 411,021,500 | 100.35 | 411,455,500 | 0.4  | 2040/9/20  | 2.47 |
| 10 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 1 0 年 ) 第 3<br>6 1 回                | 400,000,000 | 100.39 | 401,576,000 | 101.02 | 404,096,000 | 0.1  | 2030/12/20 | 2.43 |
| 11 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 3 0 年 ) 第 3<br>8 回                  | 230,000,000 | 126.94 | 291,978,100 | 127.90 | 294,170,000 | 1.8  | 2043/3/20  | 1.77 |
| 12 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 2 0 年 ) 第 1<br>5 2 回                | 230,000,000 | 113.82 | 261,786,000 | 113.79 | 261,717,000 | 1.2  | 2035/3/20  | 1.57 |
| 13 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 4 0 年 ) 第 7<br>回                    | 190,000,000 | 129.70 | 246,434,700 | 129.95 | 246,910,700 | 1.7  | 2054/3/20  | 1.48 |
| 14 | 日本 | 社債券  | アサヒグループ<br>ホールディングス第1回利払繰<br>延期限前償還条<br>項劣       | 200,000,000 | 100.76 | 201,520,000 | 101.87 | 203,740,000 | 0.97 | 2080/10/15 | 1.22 |
| 15 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 1 0 年 ) 第 3<br>4 2 回                | 200,000,000 | 101.01 | 202,038,000 | 101.02 | 202,058,000 | 0.1  | 2026/3/20  | 1.21 |
| 16 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 5 年 ) 第 1 4<br>4 回                  | 200,000,000 | 100.90 | 201,803,000 | 100.87 | 201,756,000 | 0.1  | 2025/6/20  | 1.21 |
| 17 | 日本 | 社債券  | アイシン精機第<br>1回利払繰延条<br>項期限前償還条<br>項付劣後特約付         | 200,000,000 | 98.89  | 197,780,000 | 99.83  | 199,660,000 | 0.4  | 2080/2/28  | 1.20 |
| 18 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 3 0 年 ) 第 4<br>1 回                  | 150,000,000 | 125.81 | 188,729,000 | 126.35 | 189,537,000 | 1.7  | 2043/12/20 | 1.14 |
| 19 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 1 0 年 ) 第 3<br>6 2 回                | 180,000,000 | 100.65 | 181,170,000 | 100.90 | 181,630,800 | 0.1  | 2031/3/20  | 1.09 |
| 20 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 4 0 年 ) 第 4<br>回                    | 120,000,000 | 140.92 | 169,107,600 | 141.75 | 170,109,600 | 2.2  | 2051/3/20  | 1.02 |
| 21 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付<br>( 2 0 年 ) 第 1<br>3 2 回                | 120,000,000 | 117.02 | 140,427,600 | 117.03 | 140,436,000 | 1.7  | 2031/12/20 | 0.84 |
| 22 | 日本 | 社債券  | 東京電力パワー<br>グリッド 第 3<br>5 回                       | 100,000,000 | 104.04 | 104,041,000 | 105.46 | 105,467,000 | 1.2  | 2030/4/23  | 0.63 |
| 23 | 日本 | 社債券  | 東京電力パワー<br>グリッド 第 3<br>9 回                       | 100,000,000 | 102.98 | 102,982,000 | 104.41 | 104,411,000 | 1.08 | 2030/7/16  | 0.62 |
| 24 | 日本 | 社債券  | 相鉄ホールディ<br>ングス 第 3 6<br>回相模鉄道株式<br>会社保証付         | 100,000,000 | 101.41 | 101,419,000 | 102.95 | 102,958,000 | 0.7  | 2032/1/30  | 0.61 |
| 25 | 日本 | 社債券  | 九州電力 第 2<br>回利払繰延条<br>項 期限前償還<br>条項付劣後特約<br>付    | 100,000,000 | 101.85 | 101,852,000 | 102.59 | 102,591,000 | 1.09 | 2080/10/15 | 0.61 |
| 26 | 日本 | 社債券  | ヒューリック<br>第 2 回利払繰延<br>条項 期限前償<br>還条項付劣後特<br>約付  | 100,000,000 | 100.76 | 100,762,000 | 102.55 | 102,550,000 | 1.28 | 2055/7/2   | 0.61 |
| 27 | 日本 | 社債券  | 明治安田生命<br>第 3 回 A 号劣後<br>特約付                     | 100,000,000 | 102.84 | 102,845,000 | 102.54 | 102,541,000 | 1.11 | 2047/11/6  | 0.61 |
| 28 | 日本 | 社債券  | 損保ジャパン日<br>本興亜第 3 回利<br>払繰延・期限前<br>償還条項劣後特<br>約付 | 100,000,000 | 101.54 | 101,549,000 | 102.29 | 102,291,000 | 1.06 | 2077/4/26  | 0.61 |

|    |    |     |                                                 |             |        |             |        |             |       |            |      |
|----|----|-----|-------------------------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|------------|------|
| 29 | 日本 | 社債券 | 第一生命ＨＤ第<br>3 回利払繰延条<br>項任意償還条項<br>付無担保永久償<br>劣後 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 102.28 | 102,282,000 | 1.124 | 9999/99/99 | 0.61 |
| 30 | 日本 | 社債券 | ドンキホーテ<br>第 1 回利払繰延<br>条項 期限前償<br>還条項付劣後特<br>約付 | 100,000,000 | 101.84 | 101,840,000 | 102.13 | 102,130,000 | 1.49  | 2053/11/28 | 0.61 |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類   | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 52.99   |
| 特殊債券 | 0.61    |
| 社債券  | 43.73   |
| 合 計  | 97.34   |

## 投資不動産物件

野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）日本アクティブ債券マザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）日本アクティブ債券マザーファンド

該当事項はありません。

## （３）運用実績

## 純資産の推移

野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

2021年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

|         |               | 純資産総額（百万円） |       | 1口当たり純資産額(円) |        |
|---------|---------------|------------|-------|--------------|--------|
|         |               | （分配落）      | （分配付） | （分配落）        | （分配付）  |
| 第10計算期間 | (2012年 1月24日) | 8,474      | 8,478 | 1.2125       | 1.2130 |

|         |               |        |        |        |        |
|---------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 第11計算期間 | (2013年 1月24日) | 9,895  | 9,899  | 1.2297 | 1.2302 |
| 第12計算期間 | (2014年 1月24日) | 10,551 | 10,555 | 1.2521 | 1.2526 |
| 第13計算期間 | (2015年 1月26日) | 12,049 | 12,054 | 1.2910 | 1.2915 |
| 第14計算期間 | (2016年 1月25日) | 13,358 | 13,363 | 1.3034 | 1.3039 |
| 第15計算期間 | (2017年 1月24日) | 14,776 | 14,782 | 1.3319 | 1.3324 |
| 第16計算期間 | (2018年 1月24日) | 14,633 | 14,638 | 1.3328 | 1.3333 |
| 第17計算期間 | (2019年 1月24日) | 15,529 | 15,535 | 1.3452 | 1.3457 |
| 第18計算期間 | (2020年 1月24日) | 16,373 | 16,379 | 1.3628 | 1.3633 |
| 第19計算期間 | (2021年 1月25日) | 16,406 | 16,412 | 1.3487 | 1.3492 |
|         | 2020年 8月末日    | 16,363 | —      | 1.3458 | —      |
|         | 9月末日          | 16,450 | —      | 1.3498 | —      |
|         | 10月末日         | 16,452 | —      | 1.3483 | —      |
|         | 11月末日         | 16,485 | —      | 1.3501 | —      |
|         | 12月末日         | 16,552 | —      | 1.3511 | —      |
|         | 2021年 1月末日    | 16,456 | —      | 1.3476 | —      |
|         | 2月末日          | 16,175 | —      | 1.3365 | —      |
|         | 3月末日          | 16,462 | —      | 1.3454 | —      |
|         | 4月末日          | 16,498 | —      | 1.3483 | —      |
|         | 5月末日          | 16,476 | —      | 1.3494 | —      |
|         | 6月末日          | 16,532 | —      | 1.3507 | —      |
|         | 7月末日          | 16,625 | —      | 1.3570 | —      |
|         | 8月末日          | 16,592 | —      | 1.3560 | —      |

## 分配の推移

### 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

|         | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第10計算期間 | 2011年 1月25日～2012年 1月24日 | 0.0005円   |
| 第11計算期間 | 2012年 1月25日～2013年 1月24日 | 0.0005円   |
| 第12計算期間 | 2013年 1月25日～2014年 1月24日 | 0.0005円   |
| 第13計算期間 | 2014年 1月25日～2015年 1月26日 | 0.0005円   |
| 第14計算期間 | 2015年 1月27日～2016年 1月25日 | 0.0005円   |
| 第15計算期間 | 2016年 1月26日～2017年 1月24日 | 0.0005円   |
| 第16計算期間 | 2017年 1月25日～2018年 1月24日 | 0.0005円   |
| 第17計算期間 | 2018年 1月25日～2019年 1月24日 | 0.0005円   |
| 第18計算期間 | 2019年 1月25日～2020年 1月24日 | 0.0005円   |
| 第19計算期間 | 2020年 1月25日～2021年 1月25日 | 0.0005円   |

## 収益率の推移

## 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

|           | 計算期間                    | 収益率  |
|-----------|-------------------------|------|
| 第10計算期間   | 2011年 1月25日～2012年 1月24日 | 2.2% |
| 第11計算期間   | 2012年 1月25日～2013年 1月24日 | 1.5% |
| 第12計算期間   | 2013年 1月25日～2014年 1月24日 | 1.9% |
| 第13計算期間   | 2014年 1月25日～2015年 1月26日 | 3.1% |
| 第14計算期間   | 2015年 1月27日～2016年 1月25日 | 1.0% |
| 第15計算期間   | 2016年 1月26日～2017年 1月24日 | 2.2% |
| 第16計算期間   | 2017年 1月25日～2018年 1月24日 | 0.1% |
| 第17計算期間   | 2018年 1月25日～2019年 1月24日 | 1.0% |
| 第18計算期間   | 2019年 1月25日～2020年 1月24日 | 1.3% |
| 第19計算期間   | 2020年 1月25日～2021年 1月25日 | 1.0% |
| 第20期（中間期） | 2021年 1月26日～2021年 7月25日 | 0.6% |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## （４）設定及び解約の実績

## 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

|           | 計算期間                    | 設定口数          | 解約口数          | 発行済み口数         |
|-----------|-------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第10計算期間   | 2011年 1月25日～2012年 1月24日 | 1,729,844,673 | 694,434,895   | 6,989,777,950  |
| 第11計算期間   | 2012年 1月25日～2013年 1月24日 | 2,015,212,711 | 957,927,445   | 8,047,063,216  |
| 第12計算期間   | 2013年 1月25日～2014年 1月24日 | 2,156,008,403 | 1,775,772,942 | 8,427,298,677  |
| 第13計算期間   | 2014年 1月25日～2015年 1月26日 | 2,325,216,017 | 1,418,415,443 | 9,334,099,251  |
| 第14計算期間   | 2015年 1月27日～2016年 1月25日 | 2,626,567,584 | 1,711,161,822 | 10,249,505,013 |
| 第15計算期間   | 2016年 1月26日～2017年 1月24日 | 2,751,732,693 | 1,906,628,411 | 11,094,609,295 |
| 第16計算期間   | 2017年 1月25日～2018年 1月24日 | 1,657,392,607 | 1,772,480,586 | 10,979,521,316 |
| 第17計算期間   | 2018年 1月25日～2019年 1月24日 | 2,060,882,532 | 1,495,630,034 | 11,544,773,814 |
| 第18計算期間   | 2019年 1月25日～2020年 1月24日 | 2,191,829,896 | 1,721,812,909 | 12,014,790,801 |
| 第19計算期間   | 2020年 1月25日～2021年 1月25日 | 2,257,355,593 | 2,107,627,540 | 12,164,518,854 |
| 第20期（中間期） | 2021年 1月26日～2021年 7月25日 | 1,025,266,776 | 993,164,351   | 12,196,621,279 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

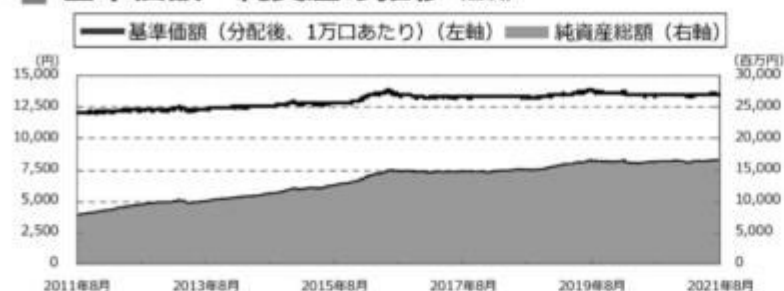
## 参考情報

< 更新後 >



## 運用実績（2021年8月31日現在）

### ■ 基準価額・純資産の推移（日次）



### ■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

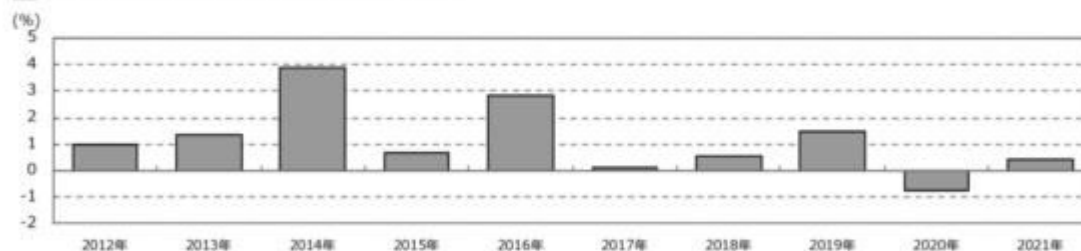
|         |       |
|---------|-------|
| 2021年1月 | 5 円   |
| 2020年1月 | 5 円   |
| 2019年1月 | 5 円   |
| 2018年1月 | 5 円   |
| 2017年1月 | 5 円   |
| 設定来累計   | 335 円 |

### ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

| 順位 | 銘柄                | 種類   | 投資比率（％） |
|----|-------------------|------|---------|
| 1  | 国庫債券 利付（20年）第175回 | 国債証券 | 9.3     |
| 2  | 国庫債券 利付（20年）第140回 | 国債証券 | 5.0     |
| 3  | 国庫債券 利付（40年）第5回   | 国債証券 | 4.8     |
| 4  | 国庫債券 利付（10年）第348回 | 国債証券 | 4.3     |
| 5  | 国庫債券 利付（20年）第141回 | 国債証券 | 3.8     |
| 6  | 国庫債券 利付（20年）第138回 | 国債証券 | 2.7     |
| 7  | 国庫債券 利付（20年）第148回 | 国債証券 | 2.6     |
| 8  | 国庫債券 利付（30年）第35回  | 国債証券 | 2.5     |
| 9  | 国庫債券 利付（20年）第174回 | 国債証券 | 2.5     |
| 10 | 国庫債券 利付（10年）第361回 | 国債証券 | 2.4     |

### ■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(2021年1月26日から2021年7月25日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

## (1) 中間貸借対照表

| (単位：円)          |                         |                                |
|-----------------|-------------------------|--------------------------------|
|                 | 第19期<br>(2021年 1月25日現在) | 第20期中間計算期間末<br>(2021年 7月25日現在) |
| 資産の部            |                         |                                |
| 流動資産            |                         |                                |
| コール・ローン         | 95,227,361              | 83,079,304                     |
| 親投資信託受益証券       | 16,373,763,045          | 16,512,862,833                 |
| 未収入金            | -                       | 3,400,000                      |
| 流動資産合計          | 16,468,990,406          | 16,599,342,137                 |
| 資産合計            | 16,468,990,406          | 16,599,342,137                 |
| 負債の部            |                         |                                |
| 流動負債            |                         |                                |
| 未払収益分配金         | 6,082,259               | -                              |
| 未払解約金           | 6,679,256               | 9,879,264                      |
| 未払受託者報酬         | 4,490,629               | 4,379,510                      |
| 未払委託者報酬         | 44,906,190              | 43,795,020                     |
| 未払利息            | 50                      | 74                             |
| その他未払費用         | 179,564                 | 175,121                        |
| 流動負債合計          | 62,337,948              | 58,228,989                     |
| 負債合計            | 62,337,948              | 58,228,989                     |
| 純資産の部           |                         |                                |
| 元本等             |                         |                                |
| 元本              | 12,164,518,854          | 12,196,621,279                 |
| 剰余金             |                         |                                |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 4,242,133,604           | 4,344,491,869                  |
| （分配準備積立金）       | 754,739,679             | 695,611,711                    |
| 元本等合計           | 16,406,652,458          | 16,541,113,148                 |
| 純資産合計           | 16,406,652,458          | 16,541,113,148                 |
| 負債純資産合計         | 16,468,990,406          | 16,599,342,137                 |

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

| (単位：円)    |                                              |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
|           | 第19期中間計算期間<br>自 2020年 1月25日<br>至 2020年 7月24日 | 第20期中間計算期間<br>自 2021年 1月26日<br>至 2021年 7月25日 |
| 営業収益      |                                              |                                              |
| 有価証券売買等損益 | 122,716,653                                  | 139,099,788                                  |
| 営業収益合計    | 122,716,653                                  | 139,099,788                                  |
| 営業費用      |                                              |                                              |
| 支払利息      | 13,813                                       | 7,987                                        |

|                                           | 第19期中間計算期間<br>自 2020年 1月25日<br>至 2020年 7月24日 | 第20期中間計算期間<br>自 2021年 1月26日<br>至 2021年 7月25日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 受託者報酬                                     | 4,397,448                                    | 4,379,510                                    |
| 委託者報酬                                     | 43,974,406                                   | 43,795,020                                   |
| その他費用                                     | 175,833                                      | 175,121                                      |
| 営業費用合計                                    | 48,561,500                                   | 48,357,638                                   |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 171,278,153                                  | 90,742,150                                   |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 171,278,153                                  | 90,742,150                                   |
| 中間純利益又は中間純損失（ ）                           | 171,278,153                                  | 90,742,150                                   |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 7,934,123                                    | 972,068                                      |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 4,358,746,365                                | 4,242,133,604                                |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 465,684,828                                  | 356,906,188                                  |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 465,684,828                                  | 356,906,188                                  |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 452,126,583                                  | 346,262,141                                  |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 452,126,583                                  | 346,262,141                                  |
| 分配金                                       | -                                            | -                                            |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ）                           | 4,208,960,580                                | 4,344,491,869                                |

### （ 3 ） 中間注記表

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

|                        |                                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法     | 親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。                                                                                           |
| 2. 費用・収益の計上基準          | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。                                                                                          |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他                 | 当ファンドの中間計算期間は、2021年 1月26日から2021年 7月25日までとなっております。                                                                     |

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

| 第19期<br>2021年 1月25日現在                                                         | 第20期中間計算期間末<br>2021年 7月25日現在                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>12,164,518,854口                                       | 1. 中間計算期間の末日における受益権の総数<br>12,196,621,279口                                       |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.3487円<br>(10,000口当たり純資産額) (13,487円) | 2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.3562円<br>(10,000口当たり純資産額) (13,562円) |

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

| 第19期<br>2021年 1月25日現在                                                                                                                                                                                                                                    | 第20期中間計算期間末<br>2021年 7月25日現在                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2．時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2．時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

| 第19期<br>自 2020年 1月25日<br>至 2021年 1月25日 | 第20期中間計算期間<br>自 2021年 1月26日<br>至 2021年 7月25日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 期首元本額 12,014,790,801円                  | 期首元本額 12,164,518,854円                        |
| 期中追加設定元本額 2,257,355,593円               | 期中追加設定元本額 1,025,266,776円                     |
| 期中一部解約元本額 2,107,627,540円               | 期中一部解約元本額 993,164,351円                       |

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「日本アクティブ債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 日本アクティブ債券マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

(2021年 7月25日現在)

|         |             |
|---------|-------------|
| 資産の部    |             |
| 流動資産    |             |
| コール・ローン | 250,183,111 |

| (2021年 7月25日現在) |                |
|-----------------|----------------|
| 国債証券            | 8,371,155,500  |
| 特殊債券            | 101,359,000    |
| 社債券             | 7,768,404,664  |
| 未収入金            | 103,003,600    |
| 未収利息            | 19,395,877     |
| 前払費用            | 13,260,859     |
| 流動資産合計          | 16,626,762,611 |
| 資産合計            | 16,626,762,611 |
| 負債の部            |                |
| 流動負債            |                |
| 未払金             | 110,230,500    |
| 未払解約金           | 3,400,000      |
| 未払利息            | 223            |
| 流動負債合計          | 113,630,723    |
| 負債合計            | 113,630,723    |
| 純資産の部           |                |
| 元本等             |                |
| 元本              | 10,561,472,871 |
| 剰余金             |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 5,951,659,017  |
| 元本等合計           | 16,513,131,888 |
| 純資産合計           | 16,513,131,888 |
| 負債純資産合計         | 16,626,762,611 |

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                       |                                                                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法     | 国債証券、特殊債券、社債券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。                                             |
| 2.費用・収益の計上基準          | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。                                                                                          |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 2021年 7月25日現在              |           |
|----------------------------|-----------|
| 1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 |           |
| 1口当たり純資産額                  | 1.5635円   |
| (10,000口当たり純資産額)           | (15,635円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2021年 7月25日現在

## 1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2．時価の算定方法

国債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 7月25日現在

|                                  |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| 期首                               | 2021年 1月26日     |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 10,561,673,899円 |
| 同期中における追加設定元本額                   | 442,143,258円    |
| 同期中における一部解約元本額                   | 442,344,286円    |
| 期末元本額                            | 10,561,472,871円 |
| 期末元本額の内訳＊                        |                 |
| 野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）             | 10,561,472,871円 |

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）

2021年8月31日現在

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 資産総額           | 16,667,475,919円 |
| 負債総額           | 74,847,973円     |
| 純資産総額（ - ）     | 16,592,627,946円 |
| 発行済口数          | 12,236,684,201口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.3560円         |

（参考）日本アクティブ債券マザーファンド

2021年8月31日現在

|      |                 |
|------|-----------------|
| 資産総額 | 17,298,516,907円 |
| 負債総額 | 687,295,534円    |

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 純資産総額（ - ）     | 16,611,221,373円 |
| 発行済口数          | 10,618,776,522口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.5643円         |

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

< 更新後 >

###### (1) 資本金の額

2021年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

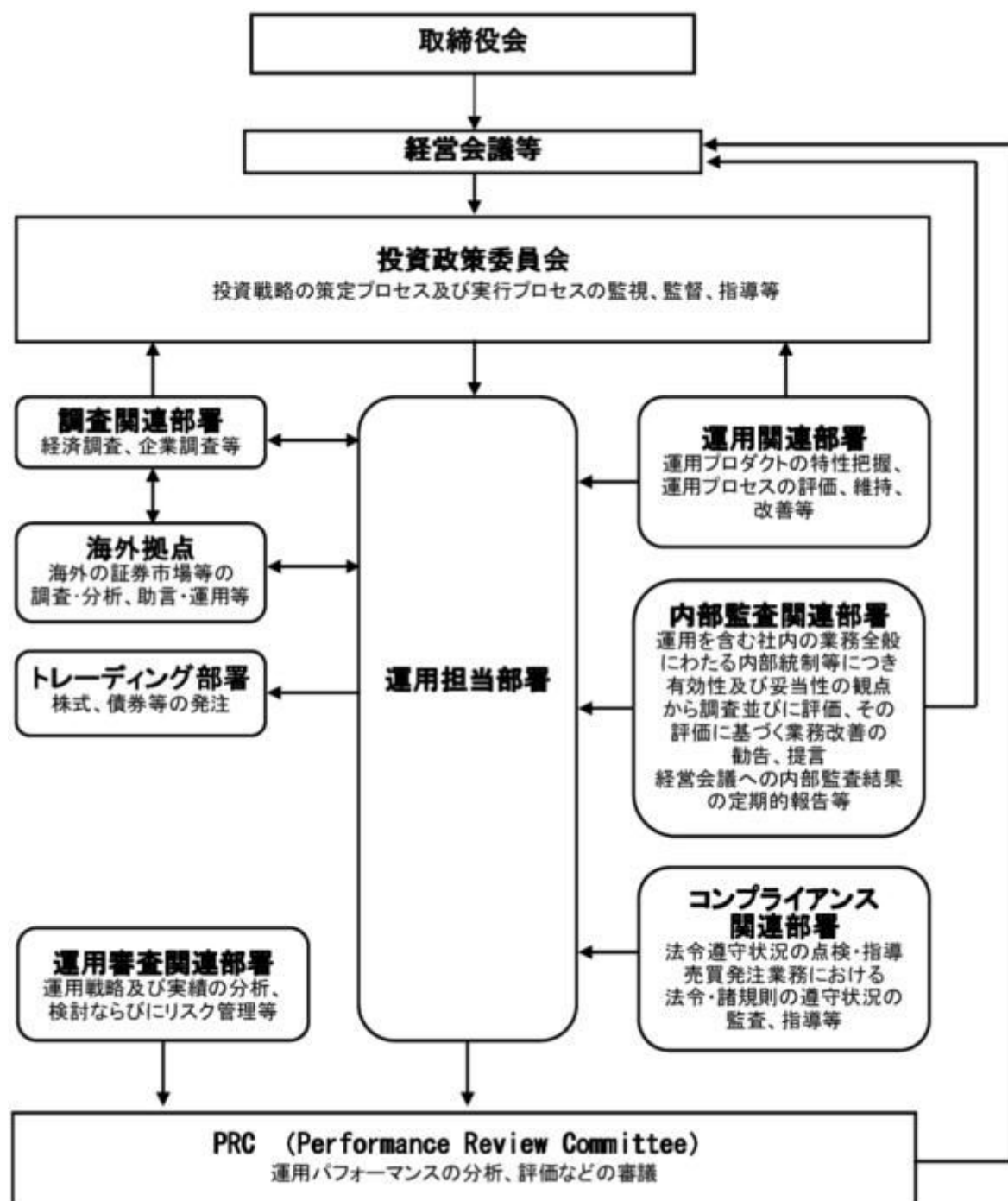
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 事業の内容及び営業の概況

## &lt;更新後&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類         | 本数    | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託  | 991   | 38,257,481 |
| 単位型株式投資信託  | 196   | 822,500    |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 6,278,884  |
| 単位型公社債投資信託 | 503   | 1,622,437  |
| 合計         | 1,704 | 46,981,302 |

### 3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### ( 1 ) 貸借対照表

|          |          | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | 当事業年度<br>(2021年3月31日) |
|----------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               | 金額(百万円)               |
| (資産の部)   |          |                       |                       |
| 流動資産     |          |                       |                       |
| 現金・預金    |          | 2,626                 | 4,281                 |
| 金銭の信託    |          | 41,524                | 35,912                |
| 有価証券     |          | 24,399                | 30,400                |
| 前払費用     |          | 106                   | 167                   |
| 未収入金     |          | 522                   | 632                   |
| 未収委託者報酬  |          | 23,936                | 24,499                |
| 未収運用受託報酬 |          | 4,336                 | 4,347                 |
| その他      |          | 71                    | 268                   |
| 貸倒引当金    |          | 14                    | 14                    |
| 流動資産計    |          | 97,509                | 100,496               |
| 固定資産     |          |                       |                       |
| 有形固定資産   |          | 645                   | 2,666                 |
| 建物       | 2        | 295                   | 1,935                 |

|          |   |        |         |       |         |
|----------|---|--------|---------|-------|---------|
| 器具備品     | 2 | 349    |         | 731   |         |
| 無形固定資産   |   |        | 5,894   |       | 5,429   |
| ソフトウェア   |   | 5,893  |         | 5,428 |         |
| その他      |   | 0      |         | 0     |         |
| 投資その他の資産 |   |        | 16,486  |       | 16,487  |
| 投資有価証券   |   | 1,437  |         | 1,767 |         |
| 関係会社株式   |   | 10,171 |         | 9,942 |         |
| 従業員長期貸付金 |   | 16     |         | -     |         |
| 長期差入保証金  |   | 329    |         | 330   |         |
| 長期前払費用   |   | 19     |         | 15    |         |
| 前払年金費用   |   | 1,545  |         | 1,301 |         |
| 繰延税金資産   |   | 2,738  |         | 3,008 |         |
| その他      |   | 229    |         | 122   |         |
| 貸倒引当金    |   | 0      |         | -     |         |
| 固定資産計    |   |        | 23,026  |       | 24,583  |
| 資産合計     |   |        | 120,536 |       | 125,080 |

|           |          | 前事業年度<br>(2020年3月31日) |        | 当事業年度<br>(2021年3月31日) |        |
|-----------|----------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |        | 金額(百万円)               |        |
| (負債の部)    |          |                       |        |                       |        |
| 流動負債      |          |                       |        |                       |        |
| 預り金       |          |                       | 157    |                       | 123    |
| 未払金       |          |                       | 15,279 |                       | 16,948 |
| 未払収益分配金   |          | 0                     |        | 0                     |        |
| 未払償還金     |          | 3                     |        | 8                     |        |
| 未払手数料     |          | 6,948                 |        | 7,256                 |        |
| 関係会社未払金   |          | 7,262                 |        | 8,671                 |        |
| その他未払金    |          | 1,063                 |        | 1,011                 |        |
| 未払費用      | 1        |                       | 10,290 |                       | 9,171  |
| 未払法人税等    |          |                       | 1,564  |                       | 2,113  |
| 前受収益      |          |                       | 26     |                       | 22     |
| 賞与引当金     |          |                       | 3,985  |                       | 3,795  |
| その他       |          |                       | 67     |                       | -      |
| 流動負債計     |          |                       | 31,371 |                       | 32,175 |
| 固定負債      |          |                       |        |                       |        |
| 退職給付引当金   |          |                       | 3,311  |                       | 3,299  |
| 時効後支払損引当金 |          |                       | 572    |                       | 580    |
| 資産除去債務    |          |                       | -      |                       | 1,371  |
| 固定負債計     |          |                       | 3,883  |                       | 5,250  |
| 負債合計      |          |                       | 35,254 |                       | 37,425 |
| (純資産の部)   |          |                       |        |                       |        |
| 株主資本      |          |                       | 85,270 |                       | 87,596 |
| 資本金       |          |                       | 17,180 |                       | 17,180 |
| 資本剰余金     |          |                       | 13,729 |                       | 13,729 |
| 資本準備金     |          | 11,729                |        | 11,729                |        |
| その他資本剰余金  |          | 2,000                 |        | 2,000                 |        |
| 利益剰余金     |          |                       | 54,360 |                       | 56,686 |
| 利益準備金     |          | 685                   |        | 685                   |        |
| その他利益剰余金  |          | 53,675                |        | 56,001                |        |

|              |  |        |         |        |         |
|--------------|--|--------|---------|--------|---------|
| 別途積立金        |  | 24,606 |         | 24,606 |         |
| 繰越利益剰余金      |  | 29,069 |         | 31,395 |         |
| 評価・換算差額等     |  |        | 10      |        | 57      |
| その他有価証券評価差額金 |  |        | 10      |        | 57      |
| 純資産合計        |  |        | 85,281  |        | 87,654  |
| 負債・純資産合計     |  |        | 120,536 |        | 125,080 |

## ( 2 ) 損益計算書

|           |          | 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |         | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |         |
|-----------|----------|----------------------------------------|---------|----------------------------------------|---------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |         | 金額(百万円)                                |         |
| 営業収益      |          |                                        |         |                                        |         |
| 委託者報酬     |          |                                        | 115,736 |                                        | 106,355 |
| 運用受託報酬    |          |                                        | 17,170  |                                        | 16,583  |
| その他営業収益   |          |                                        | 340     |                                        | 428     |
| 営業収益計     |          |                                        | 133,247 |                                        | 123,367 |
| 営業費用      |          |                                        |         |                                        |         |
| 支払手数料     |          |                                        | 39,435  |                                        | 34,739  |
| 広告宣伝費     |          |                                        | 1,006   |                                        | 1,005   |
| 公告費       |          |                                        | -       |                                        | 0       |
| 調査費       |          |                                        | 26,833  |                                        | 24,506  |
| 調査費       |          | 5,696                                  |         | 5,532                                  |         |
| 委託調査費     |          | 21,136                                 |         | 18,974                                 |         |
| 委託計算費     |          |                                        | 1,342   |                                        | 1,358   |
| 営業雑経費     |          |                                        | 5,823   |                                        | 4,149   |
| 通信費       |          | 75                                     |         | 73                                     |         |
| 印刷費       |          | 958                                    |         | 976                                    |         |
| 協会費       |          | 92                                     |         | 88                                     |         |
| 諸経費       |          | 4,696                                  |         | 3,011                                  |         |
| 営業費用計     |          |                                        | 74,440  |                                        | 65,760  |
| 一般管理費     |          |                                        |         |                                        |         |
| 給料        |          |                                        | 11,418  |                                        | 10,985  |
| 役員報酬      |          | 109                                    |         | 147                                    |         |
| 給料・手当     |          | 7,173                                  |         | 7,156                                  |         |
| 賞与        |          | 4,134                                  |         | 3,682                                  |         |
| 交際費       |          |                                        | 86      |                                        | 35      |
| 旅費交通費     |          |                                        | 391     |                                        | 64      |
| 租税公課      |          |                                        | 1,029   |                                        | 1,121   |
| 不動産賃借料    |          |                                        | 1,227   |                                        | 1,147   |
| 退職給付費用    |          |                                        | 1,486   |                                        | 1,267   |
| 固定資産減価償却費 |          |                                        | 2,348   |                                        | 2,700   |
| 諸経費       |          |                                        | 10,067  |                                        | 10,739  |
| 一般管理費計    |          |                                        | 28,055  |                                        | 28,063  |
| 営業利益      |          |                                        | 30,751  |                                        | 29,542  |

|              |          | 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |        | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |        |
|--------------|----------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |        | 金額(百万円)                                |        |
| 営業外収益        |          |                                        |        |                                        |        |
| 受取配当金        | 1        | 4,936                                  |        | 4,540                                  |        |
| 受取利息         |          | 0                                      |        | 0                                      |        |
| 金銭の信託運用益     |          | -                                      |        | 1,698                                  |        |
| その他          |          | 309                                    |        | 447                                    |        |
| 営業外収益計       |          |                                        | 5,246  |                                        | 6,687  |
| 営業外費用        |          |                                        |        |                                        |        |
| 金銭の信託運用損     |          | 230                                    |        | -                                      |        |
| 投資事業組合等評価損   |          | 146                                    |        | -                                      |        |
| 時効後支払損引当金繰入額 |          | 18                                     |        | 13                                     |        |
| 為替差損         |          | 23                                     |        | 26                                     |        |
| その他          |          | 23                                     |        | 32                                     |        |
| 営業外費用計       |          |                                        | 443    |                                        | 72     |
| 経常利益         |          |                                        | 35,555 |                                        | 36,157 |
| 特別利益         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券等売却益   |          | 21                                     |        | 71                                     |        |
| 株式報酬受入益      |          | 59                                     |        | 48                                     |        |
| 移転補償金        |          | -                                      |        | 2,077                                  |        |
| 特別利益計        |          |                                        | 81     |                                        | 2,197  |
| 特別損失         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券等評価損   |          | 119                                    |        | 36                                     |        |
| 関係会社株式評価損    |          | 1,591                                  |        | 582                                    |        |
| 固定資産除却損      | 2        | 67                                     |        | 105                                    |        |
| 事務所移転費用      |          | -                                      |        | 406                                    |        |
| 特別損失計        |          |                                        | 1,778  |                                        | 1,129  |
| 税引前当期純利益     |          |                                        | 33,858 |                                        | 37,225 |
| 法人税、住民税及び事業税 |          |                                        | 9,896  |                                        | 11,239 |
| 法人税等調整額      |          |                                        | 34     |                                        | 290    |
| 当期純利益        |          |                                        | 23,996 |                                        | 26,276 |

## ( 3 ) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

|       | 株主資本   |            |                   |                   |            |            |                   |                   | 株 主<br>資 本<br>合 計 |
|-------|--------|------------|-------------------|-------------------|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|       | 資本金    | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |            |                   | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |                   |
|       |        | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |                   |                   |                   |
|       |        |            |                   |                   |            | 別 途<br>積立金 | 繰 越<br>利 益<br>剰余金 |                   |                   |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 24,606     | 30,723            | 56,014            | 86,924            |

|                     |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
|---------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 当期変動額               |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
| 剰余金の配当              |        |        |       |        |     |        | 25,650 | 25,650 | 25,650 |
| 当期純利益               |        |        |       |        |     |        | 23,996 | 23,996 | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -     | -      | -   | -      | 1,653  | 1,653  | 1,653  |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高               | 33           | 33         | 86,958 |
| 当期変動額               |              |            |        |
| 剰余金の配当              |              |            | 25,650 |
| 当期純利益               |              |            | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 23           | 23         | 23     |
| 当期変動額合計             | 23           | 23         | 1,676  |
| 当期末残高               | 10           | 10         | 85,281 |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

|                                 | 株主資本   |            |                   |                   |            |            |                   |                   | 株 主<br>資 本<br>合 計 |
|---------------------------------|--------|------------|-------------------|-------------------|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                 | 資本金    | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |            |                   |                   |                   |
|                                 |        | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |                   | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |                   |
|                                 |        |            |                   |                   |            | 別 途<br>積立金 | 繰 越<br>利 益<br>剰余金 |                   |                   |
| 当期首残高                           | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 24,606     | 29,069            | 54,360            | 85,270            |
| 当期変動額                           |        |            |                   |                   |            |            |                   |                   |                   |
| 剰余金の配当                          |        |            |                   |                   |            |            | 23,950            | 23,950            | 23,950            |
| 当期純利益                           |        |            |                   |                   |            |            | 26,276            | 26,276            | 26,276            |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額（純<br>額） |        |            |                   |                   |            |            |                   |                   |                   |
| 当期変動額合計                         | -      | -          | -                 | -                 | -          | -          | 2,326             | 2,326             | 2,326             |

|       |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |
|-------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|

(単位：百万円)

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当期末残高                       | 10               | 10             | 85,281 |
| 当期変動額                       |                  |                |        |
| 剰余金の配当                      |                  |                | 23,950 |
| 当期純利益                       |                  |                | 26,276 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純<br>額） | 46               | 46             | 46     |
| 当期変動額合計                     | 46               | 46             | 2,372  |
| 当期末残高                       | 57               | 57             | 87,654 |

## [重要な会計方針]

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法  | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券<br/> 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br/> (評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br/> 売却原価は移動平均法により算定しております。)<br/> 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>                                                                                                        |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3．固定資産の減価償却の方法     | <p>(1) 有形固定資産<br/> 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br/> 主な耐用年数は以下の通りであります。<br/> 建物 6年<br/> 附属設備 6～15年<br/> 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br/> 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> |
| 4．引当金の計上基準         | <p>(1) 貸倒引当金<br/> 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/> 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>                                                                                                                                                  |

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5．消費税等の会計処理方法</p> <p>6．連結納税制度の適用</p> | <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p> |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## [ 会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [ 未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

## (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## [注記事項]

## 貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2020年3月31日)                                                          | 当事業年度末<br>(2021年3月31日)                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている<br>ものは、次のとおりであります。<br>未払費用 1,296百万円 | 1. 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている<br>ものは、次のとおりであります。<br>未払費用 1,256百万円 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 761百万円<br>器具備品 2,347<br>合計 3,109                   | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 346百万円<br>器具備品 643<br>合計 990                       |

## 損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
|----------------------------------------|----------------------------------------|

|                                                                       |                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 4,931百万円 | 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 4,334百万円 |
| 2. 固定資産除却損<br>器具備品 7百万円<br>ソ フ ト ウ エ 59<br>ア<br>合計 67                 | 2. 固定資産除却損<br>器具備品 2百万円<br>ソ フ ト ウ エ 102<br>ア<br>合計 105               |

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 25,650百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,980円     |
| 基準日      | 2019年3月31日 |
| 効力発生日    | 2019年6月28日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 23,950百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,650円     |
| 基準日      | 2020年3月31日 |
| 効力発生日    | 2020年6月30日 |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 23,950百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,650円     |
| 基準日      | 2020年3月31日 |
| 効力発生日    | 2020年6月30日 |

## （２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 26,268百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 5,100円     |
| 基準日      | 2021年3月31日 |
| 効力発生日    | 2021年6月30日 |

## 金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## １．金融商品の状況に関する事項

## （１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

|                 | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金        | 2,626    | 2,626  | -  |
| (2)金銭の信託        | 41,524   | 41,524 | -  |
| (3)未収委託者報酬      | 23,936   | 23,936 | -  |
| (4)未収運用受託報酬     | 4,336    | 4,336  | -  |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 24,399   | 24,399 | -  |
| その他有価証券         | 24,399   | 24,399 | -  |
| 資産計             | 96,823   | 96,823 | -  |
| (6)未払金          | 15,279   | 15,279 | -  |
| 未払収益分配金         | 0        | 0      | -  |
| 未払償還金           | 3        | 3      | -  |
| 未払手数料           | 6,948    | 6,948  | -  |
| 関係会社未払金         | 7,262    | 7,262  | -  |
| その他未払金          | 1,063    | 1,063  | -  |
| (7)未払費用         | 10,290   | 10,290 | -  |
| (8)未払法人税等       | 1,564    | 1,564  | -  |
| 負債計             | 27,134   | 27,134 | -  |

### 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

##### その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上してありました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

#### 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 2,626  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 41,524 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 23,936 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 4,336  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| その他有価証券      | 24,399 | -           | -            | -    |
| 合計           | 96,823 | -           | -            | -    |

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

|                 | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金        | 4,281    | 4,281  | -  |
| (2)金銭の信託        | 35,912   | 35,912 | -  |
| (3)未収委託者報酬      | 24,499   | 24,499 | -  |
| (4)未収運用受託報酬     | 4,347    | 4,347  | -  |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400   | 30,400 | -  |
| その他有価証券         | 30,400   | 30,400 | -  |
| 資産計             | 99,441   | 99,441 | -  |
| (6)未払金          | 16,948   | 16,948 | -  |
| 未払収益分配金         | 0        | 0      | -  |

|           |        |        |   |
|-----------|--------|--------|---|
| 未払償還金     | 8      | 8      | - |
| 未払手数料     | 7,256  | 7,256  | - |
| 関係会社未払金   | 8,671  | 8,671  | - |
| その他未払金    | 1,011  | 1,011  | - |
| (7)未払費用   | 9,171  | 9,171  | - |
| (8)未払法人税等 | 2,113  | 2,113  | - |
| 負債計       | 28,233 | 28,233 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 4,281  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 35,912 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 24,499 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 4,347  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| その他有価証券      | 30,400 | -           | -            | -    |
| 合計           | 99,441 | -           | -            | -    |

## 有価証券関係

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

## 1．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

## 4．その他有価証券(2020年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 4,400                 | 4,400         | -           |
| コマーシャル・ペーパー          | 19,999                | 19,999        | -           |
| 小計                   | 24,399                | 24,399        | -           |
| 合計                   | 24,399                | 24,399        | -           |

## 5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 30,400                | 30,400        | -           |
| 小計                   | 30,400                | 30,400        | -           |
| 合計                   | 30,400                | 30,400        | -           |

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

| 前事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。</p> <p>2．確定給付制度</p> |

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 23,551 百万円 |
| 勤務費用         | 1,034      |
| 利息費用         | 154        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 138        |
| 退職給付の支払額     | 858        |
| その他          | 17         |
| 退職給付債務の期末残高  | 23,761     |

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高    | 17,469 百万円 |
| 期待運用収益       | 436        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 393        |
| 事業主からの拠出額    | 566        |
| 退職給付の支払額     | 666        |
| 年金資産の期末残高    | 17,413     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務         | 20,462 百万円 |
| 年金資産                 | 17,413     |
|                      | 3,048      |
| 非積立型制度の退職給付債務        | 3,299      |
| 未積立退職給付債務            | 6,347      |
| 未認識数理計算上の差異          | 4,764      |
| 未認識過去勤務費用            | 185        |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766      |
| 退職給付引当金              | 3,311      |
| 前払年金費用               | 1,545      |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766      |

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用            | 1,034 百万円 |
| 利息費用            | 154       |
| 期待運用収益          | 436       |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 572       |
| 過去勤務費用の費用処理額    | 35        |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,289     |

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 57%  |
| 株式     | 24%  |
| 生保一般勘定 | 12%  |
| 生保特別勘定 | 7%   |
| その他    | 0%   |
| 合計     | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.6% |
| 退職一時金制度の割引率     | 0.5% |
| 長期期待運用収益率       | 2.5% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 23,761 百万円 |
| 勤務費用         | 1,016      |
| 利息費用         | 139        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 893        |
| 退職給付の支払額     | 781        |
| その他          | 28         |
| 退職給付債務の期末残高  | 23,270     |

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高    | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益       | 409        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,328      |
| 事業主からの拠出額    | 824        |
| 退職給付の支払額     | 626        |
| 年金資産の期末残高    | 19,349     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務         | 19,959 百万円 |
| 年金資産                 | 19,349     |
|                      | 610        |
| 非積立型制度の退職給付債務        | 3,311      |
| 未積立退職給付債務            | 3,921      |
| 未認識数理計算上の差異          | 2,074      |
| 未認識過去勤務費用            | 151        |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998      |
| 退職給付引当金              | 3,299      |
| 前払年金費用               | 1,301      |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998      |

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用            | 1,016 百万円 |
| 利息費用            | 139       |
| 期待運用収益          | 409       |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 469       |
| 過去勤務費用の費用処理額    | 34        |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,182     |

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 52%  |
| 株式     | 30%  |
| 生保一般勘定 | 11%  |
| 生保特別勘定 | 7%   |
| その他    | 0%   |
| 合計     | 100% |

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率     | 0.5% |
| 長期期待運用収益率       | 2.5% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 税効果会計関係

| 前事業年度末<br>(2020年3月31日)                         |       | 当事業年度末<br>(2021年3月31日)                         |       |
|------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------|-------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |       | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |       |
| 繰延税金資産                                         | 百万円   | 繰延税金資産                                         | 百万円   |
| 賞与引当金                                          | 1,235 | 賞与引当金                                          | 1,176 |
| 退職給付引当金                                        | 1,026 | 退職給付引当金                                        | 1,022 |
| 関係会社株式評価減                                      | 762   | 関係会社株式評価減                                      | 784   |
| 未払事業税                                          | 285   | 未払事業税                                          | 430   |
| 投資有価証券評価減                                      | 462   | 投資有価証券評価減                                      | 428   |
| 減価償却超過額                                        | 171   | 減価償却超過額                                        | 223   |
| 時効後支払損引当金                                      | 177   | 時効後支払損引当金                                      | 179   |
| 関係会社株式売却損                                      | 148   | 関係会社株式売却損                                      | 148   |
| ゴルフ会員権評価減                                      | 167   | ゴルフ会員権評価減                                      | 135   |
| 未払社会保険料                                        | 97    | 未払社会保険料                                        | 95    |
| その他                                            | 219   | その他                                            | 341   |
| 繰延税金資産小計                                       | 4,754 | 繰延税金資産小計                                       | 4,968 |
| 評価性引当額                                         | 1,532 | 評価性引当額                                         | 1,530 |
| 繰延税金資産合計                                       | 3,222 | 繰延税金資産合計                                       | 3,437 |
| 繰延税金負債                                         |       | 繰延税金負債                                         |       |
| その他有価証券評価差額金                                   | 4     | その他有価証券評価差額金                                   | 25    |
| 前払年金費用                                         | 478   | 前払年金費用                                         | 403   |
| 繰延税金負債合計                                       | 483   | 繰延税金負債合計                                       | 429   |
| 繰延税金資産の純額                                      | 2,738 | 繰延税金資産の純額                                      | 3,008 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |       | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |       |
| 法定実効税率                                         | 31.0% | 法定実効税率                                         | 31.0% |
| (調整)                                           |       | (調整)                                           |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.0%  | 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.0%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | 4.4%  | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | 3.5%  |
| タックスヘイブン税制                                     | 2.6%  | タックスヘイブン税制                                     | 1.9%  |
| 外国税額控除                                         | 0.7%  | 外国税額控除                                         | 0.5%  |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.2%  | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.2%  |
| その他                                            | 0.4%  | その他                                            | 0.3%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 29.1% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 29.4% |

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3．当該資産除去債務の総額の増減

|                |                            | (単位：百万円) |                            |
|----------------|----------------------------|----------|----------------------------|
| 前事業年度          |                            | 当事業年度    |                            |
| 自              | 2019年4月 1日<br>至 2020年3月31日 | 自        | 2020年4月 1日<br>至 2021年3月31日 |
| 期首残高           | -                          |          | -                          |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | -                          |          | 1,371                      |
| 時の経過による調整額     | -                          |          | -                          |
| 期末残高           | -                          |          | 1,371                      |

## セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

## 1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## ( 1 ) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## ( 2 ) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## ( 3 ) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等  
該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目       | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|-------------------|----------|-------------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | -                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 31,378            | 未払手数料    | 5,536             |
|         |          |        |                 |       |                    |                                                 | コマーシャル・ペーパーの購入(*2)    | 20,000            | 有価証券     | 19,999            |
|         |          |        |                 |       |                    |                                                 | 有価証券受取利息              | 0                 | その他営業外収益 | 0                 |

## （エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

( \* 1 ) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

( \* 2 ) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## （２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## （ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## （イ）子会社等

該当はありません。

## （ウ）兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目       | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|----------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | -                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 26,722        | 未払手数料    | 5,690         |
|         |          |        |                 |       |                    |                                                 | コマーシャル・ペーパーの償還（*2）    | 20,000        | 有価証券     | -             |
|         |          |        |                 |       |                    |                                                 | 有価証券受取利息              | 0             | その他営業外収益 | 0             |

## （エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

( \* 1 ) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（\*2） コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### （1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### （2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

### 1株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日)        |            | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日)        |            |
|-----------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                     | 16,557円31銭 | 1株当たり純資産額                                     | 17,018円01銭 |
| 1株当たり当期純利益                                    | 4,658円88銭  | 1株当たり当期純利益                                    | 5,101円61銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            |
| 損益計算書上の当期純利益                                  | 23,996百万円  | 損益計算書上の当期純利益                                  | 26,276百万円  |
| 普通株式に係る当期純利益                                  | 23,996百万円  | 普通株式に係る当期純利益                                  | 26,276百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            |
| 該当事項はありません。                                   |            | 該当事項はありません。                                   |            |
| 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 |

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

#### (1) 受託者

| (a) 名称     | (b) 資本金の額 <sup>*</sup> | (c) 事業の内容                                                  |
|------------|------------------------|------------------------------------------------------------|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円              | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

\* 2021年8月末現在

## (2)販売会社

| (a)名称                                    | (b)資本金の額 <sup>*</sup>                | (c)事業の内容                        |
|------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社<br>株式会社ＳＢＩ証券<br>損保ジャパンＤＣ証券株式会社  | 10,000百万円<br>48,323百万円<br>3,000百万円   | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社<br>株式会社八十二銀行<br>株式会社第四北越銀行 | 324,279百万円<br>52,243百万円<br>32,776百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。              |
| 第一生命保険株式会社                               | 60,000百万円                            | 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。           |

\* 2021年8月末現在

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年9月17日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）の2021年1月26日から2021年7月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村日本債券ファンド（確定拠出年金向け）の2021年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年1月26日から2021年7月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 亀井 純子 |
|--------------------|-------|-------|

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津村 健二郎 |
|--------------------|-------|--------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 永 真太郎 |
|--------------------|-------|---------|

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。